

令和4年度路面電車延伸に係る課題解決手法の検討業務 提案説明書

1 業務の名称

令和4年度路面電車延伸に係る課題解決手法の検討業務

2 趣旨

本説明書は、「令和4年度路面電車延伸に係る課題解決手法の検討業務」の契約候補者を選定するために実施する公募型企画競争に関して、必要な事項を定めるものである。

3 業務の目的

札幌市の路面電車においては、平成24年4月に策定した「札幌市路面電車活用計画」に基づき、これまで都心地域、創成川以東地域、桑園地域を対象として延伸検討を進めてきたところであり、道路交通への影響や採算性の課題等が確認されている。

そこで、上記課題の解決策を探るため、路面電車の延伸検討と並行して、レールや架線のない新たな公共交通システムについても幅広く検討している。

また、2030年度末の北海道新幹線札幌開業を見据えた札幌駅周辺の開発等を受け、都心のまちづくりを支える公共交通体系の構築が必要であり、新たな公共交通システムについては、路面電車延伸検討の課題に加え、少子高齢社会、運転手不足、利用者減少による経営状況の悪化、脱炭素社会への取組を踏まえた新技術の導入を視野に入れている。

以上を踏まえ、本業務は新たな公共交通システムに係る調査検討を行うものである。

4 業務の内容

(1) 新たな公共交通システムの概略検討

ア 導入新技術の概略検討・課題整理

路面電車延伸の課題や、少子高齢社会、運転手不足、利用者減少による経営状況の悪化、脱炭素社会への取組を踏まえて、交通利便性の向上や、札幌市が目指すゼロカーボンシティの実現に沿った導入すべき新技術等を検討する。

また、上記の新技術等を活用した新たな公共交通システムの導入により期待される効果や事業展開のイメージ、実現に向けた課題について検討する。

イ 運行計画案の概略検討

札幌市から提供する公共交通利用状況データ等を踏まえて、新たな公共交通システムに関する運行計画案の設定に必要な条件を検討する。

また、創成川以東地域における運行計画案を複数設定し、各運行計画案の概算事業費、概算経費について整理する。

(2) 社会実験の概略検討

新たな公共交通システムの有用性について検証を行うため、創成川以東地域を対象として、令和5年度に計画・準備、令和6・7年度に社会実験を想定しており、本業務では、社会実験の実施内容等に関して、以下の検討を行う。

ア 検証項目の検討

上記(1)の検討内容を踏まえて、AIを活用したデマンド交通システムの都心部における利用動向把握や、環境に配慮した新たな公共交通システム車両の積雪寒冷地における適用性に加えて、その他社会実験で検証が必要な項目を検討する。

イ 実験内容と実施計画の検討

上記(1)イで設定した運行計画案を用いて、具体的な実験内容や実施計画の素案について整理を行う。

(3) 関係機関との協議資料の作成等

新たな公共交通システムの検討に当たって行う予定の関係機関協議（交通事業者、北海道警察、道路管理者等）の協議資料・説明用資料の作成を行う。

また、上記(1)の検討にあたっては、学識経験者の意見を踏まえて整理を行うこととし、意見収集に伴い会議等を開催する場合は、当該運営も行う。

(4) 報告書の作成

上述の経過、結果をとりまとめた報告書を作成する。

(5) 打合せ

打合せは、業務着手時と成果物納入時の他に、中間打合せとして3回実施する。

(6) 資料提供

交通データや札幌市の関連計画等について提供可能な資料は、必要に応じて発注者より提供するものとする。

5 業務の履行機関

契約書に示す着手の日から令和5年3月24日までとする。

6 業務提案の上限額

金8,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）以内とする。

7 企画提案を求める事項

項目	説明	ページ数
(1) 業務の実施方針及びフロー	提案者の当該業務に対する考え方や取組方針等	A4判1ページまで
(2) 新たな公共交通システムの概略検討	路面電車延伸の課題や社会情勢の変化を踏まえ、公共交通に関する新技術の活用検討等を進める上での考慮すべきポイント、着眼点等	A4判4ページまで
(3) 社会実験の概略検討	社会実験で検証が必要な項目や実験内容等の検討に関する留意事項、考慮すべきポイント、着眼点等	
(4) 関係機関との協議資料作成等	新たな公共交通システム検討の関係機関や学識経験者の意見収集に当たり考慮すべきポイント、着眼点等	
(5) その他独自提案	上記のほか、独自の提案事項があれば追加	A4判1ページまで
(6) 業務工程表及び業務実施体制	履行期間中における業務別のスケジュール、業務の実施体制、担当技術者の交通に係る計画策定に関連する業務の経歴	A4判1ページまで
(7) 参考見積	業務全体について、上記6に示す提案上限額の範囲内とする積算及び業種別の積算内訳	A4判1ページまで

8 参加者の資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

- (5) 令和 3・4 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）において、業種が「建設関連サービス業」の「建設関連調査サービス業」に登録されている者であること。
- (6) 国又は地方公共団体等が発注した、交通に係る計画策定の業務を元請として履行した実績があること。

9 提案方法等

(1) 提出書類

【正本】 1 部

① 参加意向申出書（様式第 1 号）

（添付書類）

ア 同種業務等実績書（様式第 2 号）

上記 8－(6)に係る業務の実績を記載

イ 業務の実施を証明する書類

上記アに記載した業務を実施したことを証明する書類（契約書・請書の写し、又は業務実績情報システム「テクリス」の登録内容確認書の写し）及び当該業務の内容が確認できる書類（設計書、仕様書その他提出者が必要と判断した書類）

ウ 競争参加資格認定通知書の写し

② 企画提案書（様式自由）

用紙サイズは A4 判とし、両面印刷とする。提案書のページ数については、上記 7 を参照のこと。ただし、下記 11 に示す二次審査でのプレゼンテーションの際に、記載内容のすべてを説明できる程度のものとする。

【副本】 10 部

上記②の企画提案書の写し

(2) 提出方法及び提出先

持参又は送付により、下記 14 の担当に提出すること。

(3) 提出期限

令和 4 年 6 月 21 日(火)15 時 00 分必着とする（送付の場合は特定記録による送付とし、前日必着）。

(4) 著作権等に関する事項

ア 企画提案書の著作権は、それぞれの参加者に帰属する。

イ 札幌市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画提案書等を札幌市が使用することを許諾するものとする（必要な改変、書類の複製を含む）。なお、当該使用に当たっ

ては、札幌市は無償で使用できるものとする。

ウ 標記業務に係る役務契約の履行にあたり、本件企画競争に参加し、契約候補者として選定され、かつ当該契約を締結した者は、企画提案書等を札幌市が使用することを許諾するものとする（必要な改変、書類の複製を含む）。なお、当該使用に当たっては、札幌市は無償で使用できるものとする。

エ 参加者は、札幌市に対し、参加者が企画提案書を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

オ 企画提案書の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、参加者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

カ 提出された企画提案書その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

(5) その他

ア 企画提案は、参加者の資格要件を満たす1事業者当たり1件とする。

イ 企画提案に係る一切の経費は、参加者の負担とする。

ウ 提出された企画提案書等は返却しない。

エ 企画提案書等提出後の訂正、追加、再提出は認めない。

10 質疑

(1) 質問の受付期限

令和4年6月14日(火) 17時00分必着

(2) 提出方法

本件企画競争に対する質問は、質問票（様式第3号）により、要旨を簡潔にまとめ、下記14の担当まで電子メールまたはFAXにより提出すること。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、随時下記ホームページにて公開する。

URL <http://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/nyusatsu/index.html>

11 審査方法及びスケジュール

(1) 企画提案の審査

企画提案は、関係機関及び札幌市の関係部局の職員等からなる「令和4年度路面電車延伸に係る課題解決手法の検討業務企画競争実施委員会」（以下「委員会」）において審査し、

総合的に優れた能力を有すると認められた者を契約候補者として選定する。

ア 一次審査

上記 8 に示す参加者の資格要件を満たす者に対し、提出書類による書類審査を行う。
なお、参加者が少数の場合は、一次審査を省略することがある。

- (ア) 上記 6 の上限額を超える提案については、一次審査を行わずに契約候補者から除外する。
- (イ) 一次審査通過の企画提案は 3 件とする。
- (ウ) 一次審査の結果については、結果判明後、速やかに参加者全員に通知する。

イ 二次審査

一次審査通過者に対して、非公開のプレゼンテーションにより審査を行う。

なお、二次審査は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、提出書類による書類審査にて審査を行う等、審査方法の変更を行う可能性がある。

- (ア) 出席者は 1 件当たり 3 名以内とし、説明者は企画提案書記載の担当技術者とする。
- (イ) プレゼンテーションは、25 分程度(説明 15 分・質疑 10 分)とする。
- (ウ) 説明については、提出済みの企画提案書に基づいて行うこととし、その他の資料等の配布は認めない。説明内容が、企画提案書から逸脱する場合には減点とする。
- (エ) 説明に際して、スクリーン映写により説明を希望する場合は、提出済みの書類の転写のみ認める。
- (オ) スクリーン映写を行う場合は、提案者がノートパソコンを持参すること。なお、当日は提案者が控室において事前にノートパソコンを起動し、案内後すぐにプロジェクターに接続できるように準備しておくこと。
- (カ) 実施場所及び時間等については、対象者に別途通知する。

(2) 審査スケジュール (予定)

一次審査	令和 4 年 6 月 28 日(火)
二次審査	令和 4 年 7 月 5 日(火)

※上記スケジュールは変更となる場合がある。

(3) 審査項目及び審査基準

審査は、次表に示す審査項目による総合点数方式とする。一次審査は、委員会委員の評価の合計点数が高い順に審査通過者を決定する。二次審査においては委員会委員の評価の合計点数が高い順に、下記 12 に示す契約候補者とする。ただし、評価の合計点数が満点の 6 割に満たないとき、その他委員会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは、契約候補者とししない。

なお、一次審査又は二次審査が同点の場合については、次表に示す審査項目(2)・(3)・(4)の合計点数が高い順に審査通過者又は契約候補者とし、当該項目においても同点の場合

はくじ引きにより審査通過者又は契約候補者を決定する。

[審査基準]

項目	審査基準	配点
(1) 業務の実施方針及びフロー	当該業務に対する考え方や取組方針等について、業務の目的・内容を十分に理解したものであるか。	15
(2) 新たな公共交通システムの概略検討	路面電車延伸の課題や社会情勢の変化を踏まえ、公共交通に関する新技術の活用検討等を進める上での考慮すべきポイント、着眼点等が妥当かつ具体的なものであるか。	25
(3) 社会実験の概略検討	社会実験で検証が必要な項目や実験内容等の検討に関する留意事項、考慮すべきポイント、着眼点等が妥当かつ具体的なものであるか。	20
(4) 関係機関との協議資料作成等	新たな公共交通システム検討の関係機関や学識経験者の意見収集に当たり考慮すべきポイント、着眼点等について、妥当かつ具体的なものであるか。	20
(5) その他独自提案	独自の提案事項について、業務目的に合致したものであり、妥当かつ具体的なものであるか。	10
(6) 業務工程表及び業務実施体制	スケジュールについて、妥当かつ具体的なものであるか。業務実施体制について、妥当であり、専門性が高い担当技術者を配置したものであるか。	10
合 計		100

(4) 二次審査結果の通知

審査の結果は、後日、二次審査参加者全員に対して通知する。

(5) その他

参加者が1者の場合は、一次審査を省略し、二次審査を実施した上で、契約候補者を選定する。

12 契約候補者との役務契約の条件

札幌市は、本件企画競争の審査結果により、二次審査における委員会の委員の評価の合計点数が最も高かった者（以下「最優秀者」という。）と協議を行い、協議が整ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。また、最優秀者との協議が不調に終わった場合に

は、二次審査における評価の上位の者から順に協議を行い、協議が整ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。

なお、企画競争の性質上、当該契約に当たり、企画提案内容（参考見積内容を含む。）をもって、そのまま契約するとは限らない。企画提案に当たって虚偽の記載及び申告等、不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方とはしない。

13 参考図書

(1) 札幌市公式ホームページ「札幌市路面電車活用方針」（平成22年3月）

<http://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/shisaku/romen/hoshin.html>

(2) 札幌市公式ホームページ「札幌市路面電車活用計画」（平成24年4月）

<http://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/shisaku/romen/public.html>

その他参考図書については下記14の場所にて閲覧可能（貸出及び複写は不可）。閲覧を希望する場合は事前に連絡のうえ、閲覧日時の調整を行うこと。

ただし、閲覧は令和4年6月20日（月）17時15分までとする。

14 担当

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎5階北側

札幌市 まちづくり政策局 総合交通計画部 都市交通課

電話 011-211-2492 Fax 011-218-5114

E-mail sogokotsu-keiyaku@city.sapporo.jp